

平成29年度における独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の中小企業者に関する契約の方針

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（平成29年7月25日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成29年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

機構は、平成29年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が、物件、工事及び役務の合計で約3.2億円、比率が75.8%になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者向け契約目標については、基本方針において「新規中小企業者の契約比率については、平成26年度国等の官公需契約実績7兆4,278億円の約1%程度と推計されることを踏まえ、平成27年度から平成29年度までの3年間で、26年度比で国等全体として概ね倍増の水準となるよう努めるものとする。」と定められている。

このことを踏まえ、この目標の達成に資するよう、新規中小企業者の契約比率を平成29年度までに概ね倍増の水準となるように努めるものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

機構は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

1 官公需情報の提供の徹底

一般競争、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報について、ホームページへの掲載により中小企業・小規模事業者提供するほか、近傍の機関等への発注情報の掲示を行うことにより、地元中小事業者の参入機会の拡大に努める。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して分かりやすい説明に努める。

2 官公需に関する相談体制の整備

機構本部会計課及び各支部管理課（京丹後支部においては管理係）の「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な指導に努める。

3 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために、品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成する。

4 一括調達又は共同調達における事例の活用

一括調達又は共同調達を実施する際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリア等について中小企業庁が取りまとめ分析した事例（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2012/0224Itaku.htm>）を参考として活用し、その実施を検討・追求する。

5 一括調達又は共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達又は共同調達を実施する際の競争参加資格の設定に際しては、一等級又は二等級下位の等級者の競争参加が可能となるよう弾力的な運用に努める。

6 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

機構において調達する物件等について、少額の随意契約による場合には、契約実績のある相手方だけでなく、機構の所在する市町村の中小企業・小規模事業者を可能な限り見積先に含めることとする。

7 適正な予定価格の作成

(1) 需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ、各都道府県における最低賃金額の改定を反映した額）等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要の状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努める。

(2) 特に人件費比率が高く、かつ、人件費単価が低い業務（清掃等）に関しては、人件費が明記された入札価格の内訳書を徴収し、最低賃金額を下回る人件費でないことの確認を行うものとする。

8 知的財産権の取り扱いの明記

物件等の発注に当たり、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて、書面により明確にするよう努める。

また、契約に当たっては、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意したものであるよう努める。

第3 新規中小企業者の活用に関する事項

機構は、新規中小企業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

1 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の促進

一般競争入札においては、引き続き過去の実績を求めない又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮する。

なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう独立行政法人中小企業基盤整備機構の提供する「ここから調達サイト」（新規中小企業者が官公需向けに提供可能な商品・サービス等を登録するサイト）の情報等を活用し、小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも可能な限り、見積書を取得するよう努める。

2 競争参加者の資格設定に関する弾力的な運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない場合等であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加により入札参加者の確保が図られる場合には、新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努める。

3 新規中小企業者からの相談体制

第2第2項による「官公需相談窓口」において、新規中小企業者からの相談に対しても適切に対応する。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、機構の本部及び各支部に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大を推進するため、支部長会議等を活用することとする。

なお、同会議等においては、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るための検討を行うほか、必要に応じて、各調達担当者に対する情報提供等を行う。